

茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県被災宅地危険度判定実施要綱（以下「危険度判定実施要綱」という。）第13条の規定に基づき、被災宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、茨城県知事（以下「知事」という。）がこの要綱に基づき登録した者をいう。

(登録の対象)

第3条 宅地判定士は、県内に住所又は勤務先を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、第11条に規定する講習を受講した者の中から登録する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当する者。
 - (2) 国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
 - (3) 国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者。
 - (4) その他、建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和24年法律第100号）による土木・建築・造園に関する1級施工管理の資格を有する者、又は同法による土木・建築・造園に関する2級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者等、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、第11条の講習を受講した後速やかに、被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)により知事に対して申請しなければならない。

2 登録申請書には、次に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日
- (2) 住所及び電話番号、電子メールアドレス
- (3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号、電子メールアドレス

3 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が書類の添付の省略を認めたものについては、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第4号に該当するものについては、被災宅地危険度判定士資格要件申告書(様式第6号)及び資格要件を証明する書類
- (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するものについては、被災宅地危険度判定士実務経験証明書(様式第7号)
- (3) 申請者の写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付・有効期限)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であるときは、速やかに登録を行い、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

2 登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の終了の日(第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日)から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 前条第2項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新を受けることができる。この場合においては、現に有効な登録の有効期限の終了までに、第11条に規定する講習会を受講した後速やかに、知事に登録申請書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の更新申請書の提出を受けた場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。

3 前項の登録の有効期限は、第5条第2項に準ずる。

(登録事項の変更等)

第7条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請書に記載した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士登録事項変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 住所及び電話番号、電子メールアドレス

(3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号、電子メールアドレス

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿に変更内容を記載し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付する。
- 3 知事の登録を受けている宅地判定士が住所又は勤務先を変更し、他の都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）の登録を受けようとするときは、新たな住所又は勤務先の他の都道府県知事又は都市機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）に登録変更の手続きをしなければならない。
- 4 知事は、前項の手続きをした旨の通知を他の都道府県知事等から受けたときは、宅地判定士名簿から抹消するとともに、関係書類を登録した都道府県知事等に送付しなければならない。
- 5 他の都道府県知事の登録を受けている宅地判定士、又は退職した都市機構の職員が茨城県知事の登録を受けようとするときは、第1項、第2項の規定に基づき処理するとともに、その旨を登録を受けた都道府県知事等に通知しなければならない。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第4号）により再交付を申請することができる。

- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付する。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた場合、宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第5号）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、被災宅地危険度判定士登録辞退届を受理した場合は、宅地判定士名簿から削除するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、当該宅地判定士の登録を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、宅地判定士名簿から抹消するとともに、その旨を当該者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録の取消しの通知を受けた宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

- 第11条 知事は、第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施する。
- 2 第3条第1項の講習は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿への登載等)

- 第12条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項に規定する手続きを行った場合、第9条による届出を受理した場合、又は第10条による登録の取り消しを行った場合は、速やかに被災宅地危険度判定士名簿を修正する。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

別表

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を様式第6号に記入し、指定された証明書を添付すること。

- ※ 登録要綱第3条第1項第1号：下記のア～クのいずれか
- 登録要綱第3条第1項第4号：下記のケ～サのいずれか

<p>ア 大学院在学経験者：宅造法告示1号、都計規則第19条第1号ト（都計告示38）該当 下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。(2) 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学院若しくは研究科に1年以上在学して都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、1年以上の実務の経験を有する者。
<p>イ 大学卒業生：盛土規制法施行令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。(2) 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業生：盛土規制法施行令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 短大で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。(2) 短大で正規の都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制法施行令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。(2) 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。
<p>オ 高等学校卒業生：盛土規制法施行令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。(2) 高等学校又は、中等教育学校、旧中等学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。
<p>カ 認定講習会修了者：宅造法告示4号、都計規則第19条第1号ト該当 宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を含む10年以上の土木、建築、都市計画又は造園に関する実務の経験を有する者で、都市計画法第19条の2から第19条の4の規定により国土交通大臣の登録を受けた者が都市計画法規則の定めるところにより行う講習を修了した者。</p>

指定の国家資格等を有する者

<p>キ 技術士 : 宅造法告示2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 下記のいずれかに該当する者。 (1) 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者。 (2) 技術士法における第二次試験において技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に2年以上の実務の経験を有する者。</p>
<p>ク 一級建築士 : 宅造法告示3号、都計規則第19条第1号へ該当 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者。</p>
<p>ケ 二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者。</p>
<p>コ 1級施工管理技士 建設業法(昭和24年法律第100号)による土木・建築・造園に関する1級施工管理の資格を有する者。</p>
<p>サ 2級施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する2級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者。</p>

注) この表で「盛土規制法施行令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)」を、「宅造法告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

添付書類)

- アに該当する者の場合 : 在学の期間を証明する書類及び実務経験証明書(様式第7号)
- イに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書(様式第7号)
- ウに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書(様式第7号)
- エに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書(様式第7号)
- オに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書(様式第7号)
- カに該当する者の場合 : 認定修了証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)
- キに該当する者の場合 : 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)
- クに該当する者の場合 : 一級建築士免許証の写し
- ケに該当する者の場合 : 二級建築士免許証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)
- コに該当する者の場合 : 1級施工管理技士合格証の写し
- サに該当する者の場合 : 2級施工管理技士合格証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)

茨城県知事 殿

被災宅地危険度判定士登録申請書(新規・継続)

わたくしは、茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	T S H 年 月 日
自宅住所		TEL ()	
E-mailアドレス(携帯)			
勤務先	住所	TEL ()	
	名称	TEL ()	
	所属 部署	E-mailアドレス	

申請者は、次のうち、該当するいずれか1つに○を付け、それぞれの必要書類を添付すること。
 (*更新の場合は、記入は不要。受講申込書に現在の登録番号を記載すること)

登録要件 (別紙参照)	茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項	第1号該当	
		第2号該当	
		第3号該当	
		第4号該当	
	茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第2項該当		

(登録要件別の添付書類)

- 第1項第1号 資格要件申告書(様式第6号)、別表で添付することとされている書面
- 第1項第2号 実務経験証明書(様式第7号)
- 第1項第3号 実務経験証明書(様式第7号)
- 第1項第4号 資格要件申告書(様式第6号)、別表で添付することとされている書面
- 第2項 知事の認定書(原本添付)

登録番号	有効期限
— —	年 月 日

*この欄は記入不要です

写真 貼付
縦 3.0cm 横 2.4cm

*裏面に氏名を記入

茨城県知事

殿

被災宅地危険度判定士登録事項変更届

被災宅地危険度判定士登録事項に変更が生じたので、被災宅地危険度判定士登録要綱第7条第1項の規定に基づき、届けます。

ふりがな 届出者氏名			生年月日	T S H	年	月	日
現に有効な 登録証	番 号	—					
	有効期限	年 月 日					

1 氏名の変更

ふりがな 変更後の氏名	
----------------	--

2 居住地の住所・Eメールアドレスの変更

変更後の住所	〒	TEL	()
E-mailアドレス(携帯)			

3 勤務先の変更

住所・名称	〒	TEL	()
所属部署	E-mailアドレス		

登録番号	有効期限
— —	年 月 日

茨城県知事

殿

被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書

被災宅地危険度判定士登録証を（紛失・汚損）したので、茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき再交付を申請します。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒 TEL

(添付書類) 写 真 (縦 3.0 cm×2.4 cm) 1 枚

登 録 番 号	有 効 期 限
— —	年 月 日
再 交 付 年 月 日	年 月 日

被災宅地危険度判定士登録辞退届

被災宅地危険度判定士登録を辞退したいので、茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第 9 条の規定に基づき届け出ます。

ふりがな 届出者氏名		生年月日	T S H	年	月	日
現に有効な 登録証	番 号	—	—	—	—	—
	有効期限	年 月 日				

(添付資料) 1 登録証

登 録 番 号	有 効 期 限
— —	年 月 日
宅地判定士名簿抹消年月日	年 月 日

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

わたくしは、茨城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号及び第4号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件 →

別表「該当する資格要件」ア～サから記号を記入する。

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

申告者氏名（自署）

被災宅地危険度判定士実務経験証明書

下記の者は、
 土木、建築又は宅地開発に関する技術
 宅地開発に関する業務
 を証明します。

に関し、下記のとおり実務経験を有すること

年 月 日

職 名
 証 明 者
 氏名 (自署)

被証明者氏名		生年月日	T S H	年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職 名	主 な 経 験 内 容	期 間				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
合 計		年 カ月				